

2016.5 No.48

# 中国税政連



特別寄稿	岸田文雄 外務大臣……………	2	会務報告	唯山重夫 政策委員長……………	8
	加藤勝信 一億総活躍担当大臣……	4		荒神五師 後援会対策委員長……………	9
	石破 茂 地方創生担当大臣……………	6		川本泰清 幹事長……………	10
				後援議員による税務支援会場視察 ……	12

**中国税理士政治連盟**

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377  
E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

特別寄稿

# 国務大臣による 国政報告

## 国際社会の平和と安定と 「核兵器のない世界」の 実現に向けたこれからの日本外交



外務大臣

岸田 文雄

中国税理士政治連盟の先生方におかれましては、日頃より税制のプロとして日本の健全な発展と地域社会の活性化に多大なご尽力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

第二次安倍内閣が発足してから三年五ヶ月が経ちました。私も第二次安倍内閣で第百四十三代外務大臣として就任し、現在もその任に当たっています。数えますと四月末日で千二百二十二日にのぼり、これは戦後歴代外務大臣の在任期間で四位に該当します。もち

ろん長ければそれだけでいいというわけではありませんが、長く務めているからこそできることも確かにあります。これからも中身を大切に日本の外交をより推進していきたいと思っております。

これまで外務大臣として、のべ六十八か国・地域を訪問してきました。最も回数が多い国はアメリカ合衆国ですが、キューバやカメルーンなど日本の外務大臣としては史上初の訪問国となった国もあります。また外国要人との会談も

六百回以上、電話会談も含めると七百二十回以上にも及び、最多となるアメリカのケリー国務長官とは四十回以上の会談数となっております。外遊のための移動距離を調べると七九四・五五九kmにもなり、これは地球から月まで往復した上で、さらにまた月に向かっていくぐらいの距離になります。

改めて数字で振り返りますと、本当に多くの国を訪れ、長い距離を移動し、様々な人と会ったんだなと感慨深く思います。

この三年五ヶ月、実に多くの出

来事がありました。地球儀を俯瞰する外交という方針の下、積極的に外交を訪問し、直接会ってコミュニケーションを取り、人々との人間関係を構築することで、外交はさらに発展します。また、問題があるからこそ意見が違うからこそ話し合う必要があるのです。どの国に対しても話し合いをするためにあらゆるチャンネルを使って折衝を行い、また必要であれば外務大臣である私自身が直接訪問することも躊躇いません。まずは話し合いをすることが外交の

実現に向けたこれからの日本外交



基本だと言えるでしょう。

昨年末、私自身が韓国を訪問し、日韓外相会談によって日韓合意を得ることができました。日韓両国に長年に渡って懸案となっていた問題ですが、丁寧に時間を掛けて様々な場面で折衝し、そして最後は外相同士が真摯に向き合って議論することによって、合意という結論を得ることができました。

またこの合意は、韓国の外相自らがテレビの前で全てをオープンにした形でリアルタイムに合意内容を発表したという点が画期的でした。言わば全世界が証人となります。日韓両国の外相が自らの口で「最終的かつ不可逆的に解決した」と発した以上、今後はこの合意内容を両国がそれぞれの責任の下に誠実に履行していくことが重要です。

いま東アジアには様々な問題が存在しています。国際社会にとってもこの地域の平和と安定は重要課題となっています。その中において日本にとって重要な隣国である韓国と、今後緊密な連携が取れ

るような関係を構築していくことは、東アジアと世界にとって利益に繋がります。これからも重要な二国間関係として関係の構築に努めていかなければなりません。

また日本にとっては北朝鮮の核開発や長距離ミサイルの問題、そして拉致問題など多くの諸懸案がありますし、ロシアとも領土問題など解決すべき問題がありますし、中国との関係においても様々な分野で多くの課題を抱えています。外交には終わりがありません。常に他国との関係をコントロールすることで、日本の利益を守り、そして国際社会の平和と安定を目指していかなければなりません。

今年には日本外交にとって国際的に大きな責任を担う重要な年です。いよいよ迫ってきました伊勢・志摩で開催されますG7サミットの議長国を務めますし、五年ぶりに国連安保理非常任理事国を務めます。また日中韓三カ国サミットの議長国も今年には日本が務めます。

先月に開催されました広島G7外相会合では、史上初めてアメリカ・イギリス・フランスの外相が被爆地広島を訪れ、平和祈念公園と原爆資料館を訪れ、さらに予定外でしたが全外相揃って原爆ドームの目の前まで行くという歴史的な場面を全世界に向けて発信することができました。G7は自由や民主主義・法の支配・人権といった基本的な価値を共有する主要国が、国際社会の外交・安全保障について議論する大切な枠組みですが、こうした主要国の外相に被爆地広島を訪問してもらい、被爆の実相に触れてもらうことで、「核兵器のない世界」実現に向けた機運を高めていくことに繋がったのではないかと手応えを感じています。また、G7広島外相会合の成果として「広島宣言」も発出致しました。G7として力強いメッセージを国際社会に発信することができることを、議長として大変喜ばしく思っています。

現在日本は国連の安保理の非常任理事国ですが、この間に日本の

常任理事国入りも含めた国連改革を強力に推進していかなければなりません。同じく常任理事国入りを目指しているドイツ・インド・ブラジルと連携を密にし共に国連改革を進めていくのと同時に、より広く支持を得るため七月にはアフリカで開催される平和構築をテーマにした国連安全保障理事会の公開討論会の議長を務めることにしています。

またこの他にも様々な課題が山積していますが、着実に成果を出せるよう、これからも全力を尽くして参りたいと存じます。

最後に、中国税理士政治連盟の先生方のご多幸と益々のご発展をお祈りいたしまして、ご挨拶と致します。

特別寄稿

# 国務大臣による 国政報告

## 「一億総活躍」に向けて

中国税理士政治連盟ならびに会員の皆様におかれましては、平素より税務に関する専門家として、税務行政に対するご支援、ご理解を頂いていることに対し、心より御礼申し上げます。

さて、私は昨年十月七日の内閣改造に伴う第四次安倍内閣におきまして「一億総活躍社会」の政策実現の旗振り役となる一億総活躍担当大臣を拝命いたしました。あわせて女性活躍、再チャレンジ、拉致問題、そして国土強靱化の担当を、また、内閣府特命担当とし

て少子化対策・男女共同参画を担当することとなりました。

三年前の安倍内閣発足以来千日を越える内閣官房副長官時代を通じて、得難い多くの経験を積ませて頂きました。現在はこれまでの経験を活かし、閣僚の一人として安倍総理が掲げられた「戦後最大のGDP六百兆円」、「希望出生率一・八」、「介護離職ゼロ」という明確な目標の達成に向けて、全力で取り組んでいるところであります。

安倍総理は第四次安倍内閣発足

にあたり、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、高齢者も若者も、女性も男性も、障害や難病を抱えている人も、だれもが、家庭、職場、地域、それぞれの場で、今よりももう一歩前に踏み出すことができる

「二億総活躍社会」の実現を目指すとの強い決意を示されました。総理が明確に掲げられた「戦後最大のGDP六百兆円」、「希望出生率一・八」、「介護離職ゼロ」という目標はいずれも難しい課題ではありますが、その実現に向けて、

微力ながら全力で取り組んでいるところです。

大臣に着任後、一億総活躍担当大臣として我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的として、安倍総理を議長とする「一億総活躍国民会議」を立ち上げました。

各界の有識者の方々により構成されるこの会議において、「一億総活躍社会」に向けた具体的なプ



一億総活躍担当大臣

加藤 勝信

ランの策定等に係る審議をいただき、昨年十一月に「希望出生率一・八」「介護離職ゼロ」に直結する緊急に実施すべき対策を明記した「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」成長と分配の好循環の形成に向けて」の緊急提言の取りまとめを頂きました。

年明けの四日に召集された今通常国会に提出された平成二十七年年度補正予算においては、保育所等整備の前倒しや保育士確保の取組み推進、また、在宅施設サービス等の整備の充実、加速化や介護人材確保など、『緊急対策』の内容を具体的に進めるための予算を盛り込みました。また、平成二十八年度当初予算案においては、多子世帯の保育料軽減、有期雇用から正規雇用への転換促進、ひとり親家庭への支援、介護休業における給付金の増額などのための予算を盛り込みました。

今春には少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心

につながる社会保障」の実現を目的とする「一億総活躍社会の実現」に向けた具体的な「二ツポン一億総活躍プラン」を策定し、二〇二〇年、またその先を見据えた中長期的な工程表を国民の皆様にお示しし、「一億総活躍」社会の実現に向けた流れをしっかりと作っていきます。

女性活躍は、安倍内閣の最大のチャレンジです。女性が、自らの希望や夢を、家庭で、地域で、職場で実現できる、「すべての女性が輝く社会」を目指して全力で取り組んでいます。

昨年是我が国にとって、女性の活躍推進に向けた新たな段階へと歩みを進める年となりました。昨年六月、女性活躍の視点を毎年の各府省の予算要求に反映する「女性活躍加速のための重点方針二〇一五」を初めて策定いたしました。今後、毎年策定を行い、政府における女性活躍推進の動きをさらに加速して参ります。

八月には、数値目標を掲げた行動計画の策定や情報公表を大企業

等に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、本年四月から完全施行され、これまでになく踏み込んだポジティブ・アクションの仕組みが始まります。

十二月には、男性中心の働き方などを前提とする労働慣行等を変革していくことや、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を推進することなどを強調した「第四次男女共同参画基本計画」を閣議決定いたしました。引き続き、これらの取組を着実に実行してまいります。

本年、我が国で開催される伊勢・志摩サミットにおいては、首脳会合はもちろんのこと、全ての関係閣僚会合において、女性活躍推進を議論し、あらゆる分野において女性活躍を推進する「メインストーリーミング」の国際的機運を高めて参ります。

拉致問題については、未だ拉致被害者の方々の帰国に向けた道筋が見えていないことは誠に遺憾で

す。安倍内閣の最優先課題として、拉致被害者の御家族の方々のお気持ち、また、救出を待つている拉致被害者の方々の思いをしっかりと受け止め、一日も早い帰国の実現に向けて全力で取り組んで参る所存です。

安倍総理は年頭の記者会見で「挑戦」を強調されました。二〇一三年の所信表明演説で引用した、本田宗一郎氏の「チャレンジして失敗を恐れるよりも、何もしないことを恐れる」との言葉を思い出しました。

これまで安倍政権が全力で取り組んできた「三本の矢」の経済政策により、風景はずい分変わってきました。これからが正念場であります。

最後に、中国税理士政治連盟の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます、結びといたします。

特別寄稿

# 国務大臣による 国政報告

## 地方から創生する我が国の未来



地方創生担当大臣

石破 茂

日本列島改造、田園都市構想、ふるさと創生など、歴代内閣は地方の発展を大きな政策テーマとして掲げてきました。しかし、現内閣が重要政策の一つとして進めております地方創生は、従来の取組とは大きく異なるものです。

従来の政策はそれぞれ大きな意義のあるものでしたが、経済成長、人口増加、地価の上昇などをその背景としておりました。しか

し現在、かつてのような高度経済成長は望むべくもなく、人口急減と少子高齢化が同時進行し、地価の大きな上昇も想定できません。置かれている状況は全く異なり、過去の延長線上の政策はもはや通用しません。

仮に今のままの出生率、死亡率がそのまま続くとすれば、日本人は二百年後には千三百九十一万

人、三百年後には四百二十三万人になると言われています。東京への過度な一極集中を是正し、疲弊が進む地方を活性化し、人口減少に歯止めを今かけなければ、地方も東京も時間差を置いて衰退の一途を辿り、日本という国家そのものが持続可能性を失うこととなります。

「静かな有事」ともいうべきこの危機的な局面に当たり、従来と

は発想を全面的に転換していくことが必要です。地方創生は、東京に集中した人と富を地方に分散するなどという単純な考えではなく、日本全体を新たに創りかえる、日本創生ともいうべき取組なのです。

地方創生は計画段階からいよいよ本格的な実行段階に入ります。二〇一五年度中にはほぼ全ての地



方公共団体で、「地方版総合戦略」が策定され、具体的な事業の展開が図られようとしております。

地方に仕事を作る観点から、地方に移転する企業を支援する地方拠点強化税制の創設、政府関係機関の移転などに取り組んでおります。

また、少子化対策も強化します。これまでの少子化対策は国全体での取組が中心でした。しかし、出生率、初婚年齢、労働時間、通勤時間など少子化の状況や背景は地域によって大きく異なっており、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策もあわせて展開することが必要です。

政府において作成した「地域少子化・働き方指標」の充実に努めるとともに、地域における先駆

的・効果的な取組の全国的な展開を支援するなど、地域の実情に即した「働き方改革」を支援してまいります。

さらに、地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、中山間地域等において持続可能な地域をつくるため、各種生活サービス機能を確保する「小さな拠点」の形成を支援します。

地方創生においては、国民の皆様意識に訴える運動論がその基盤をなすのであり、「お任せ民主主義」からの脱却こそが肝要です。「やりっぱなしの行政、頼りっぱなしの民業、全然無関心の市民」が三位一体となれば、地方創生の成功は到底おぼつきません。

これを克服するためには、行政

が意識を改革するとともに、地域の主権者である住民お一人お一人にも当事者意識を持つていただかなくてはなりません。今までの

「行政がやってくれない」という批判・依存型から「行政に我々はこれをやらせてもらいたい」という積極的・主体的なものに転換しつつある地域が各地に見られるようになると、住民の意識も着実に変化しつつあると感じております。

各種政策の推進に当たっては、国の取組について、国民の皆様は御理解をいただくことが重要です。個々の政策パッケージについての分かりやすい手引きの作成、地方公共団体などへの説明会の開催をはじめとして、丁寧かつ持続的な広報活動を展開し、これによ

り全国すべての地域に必要な情報がお届けできるよう努めてまいります。

地方創生の取組はすぐに成果が現れるものではありません。政策効果を検証しながら、息長く取り組むことが重要であります。「知恵は現場にこそある」「力の逐次投入ではなく、総力で臨む」「何故できないかを述べるのではなく、どうすればできるか考え、実行する」という思いのもと、引き続き微力を尽くしてまいります。

# 政治資金監査・質の向上を

政策委員長

唯山 重夫

平成二十八年一月二十一日（木）、日税連ホールで、平成二十七年「政治資金監査指導者研修」が開かれた。

第一部は、総務省政治資金適正化委員会事務局・水谷朋之参事官の「政治資金監査について」、第二部は、近畿税理士会・長谷川隆史会員の「政治資金監査実務の現状と問題」がテーマであった。

## ■政治資金監査について

- 一・テキストに沿った簡潔な研修
- (一) 政治資金監査のポイント
- (二) 政治資金監査の基本的性格、②監査の方法、③監査の目的
- (三) 平成二十五年分収支監査に係る政治資金監査報告書について
- (四) 政治資金監査の結果（概要）、②報告書の記載状況
- (五) 政治資金監査の質の向上
- (六) 監査人に対する個別の指導・助言の枠組み、②報告書などをより分けるための確認項目③報告を求める範囲

(四) 政治資金監査人の業務制限（現行制度における業務制限）

(五) 政治資金監査実務における留意点

(一) 監査項目、②会計帳簿の記載、③収支報告書の表示、④監査報告書の記載

## 二・個別の指導・助言が始まる

(一) 都道府県選挙管理委員会から「政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書がないようにしてほしい」等の要望があり、平成二十六年分の収支報告書に係る政治資金監査から、具体的な取組みが開始された。

①監査報告書の基本的な構成に係る記載例から逸脱等の指摘があっても補正されないもの

②収支報告書の金額の不整合があるもの

③確認項目以外であっても個別の指導・助言が必要なものなどは、監査人に文書を送っている。

「これはヘナルテイではなく、注意喚起が目的である」と柔かい表現ではあるが、強調された。

(二) 個別の指導・助言の実施件数は、十九件（十七人分）でほとんどが税理士であった。確認事項は、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不整合等）があるもので、対象となった監査人に対して「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」と初歩的・原則的なものを求められており、監査人に自覚を促したい。

■政治資金監査実務の現状と問題点

これまで多くの政治資金監査を実施してきた長谷川会員から、参考資料により、監査実務の原点となる確認事項をはじめ、税理士業務の繁忙期に実施されることから事前準備、会計担当者の事務能力の把握と中間監査の有用性ほか、法令解釈について具体的な説明があった。

## ■研修を終えて

「収入は、対象外である」、「使途の妥当性を判断するものではない」といった政治資金監査の欠陥が指摘されながら生まれた制度である。最初から強い法律にするのは難しい「醜いアヒルの子」が、「白鳥」になるのは現在の法律をキチンと運用してのことだ。地道な積み上げから、理想の実現が見えてくるのであろう。





# 日税政選挙関連法研修会に参加して

後援会対策委員長

荒神 五師

本年は七月二十五日の参議院議

員の任期満了に伴い、通常選挙の実施が見込まれています。参議院の議員定数二百四十二人の半数、すなわち通常選挙で選出された選挙区七十三議席と比例区四十八議席の合計百二十一議席が改選議席



となります。

また、選挙権年齢が現行の二十歳以上から十八歳以上に引き下げられる初めての選挙になり、さらに、二〇一七年四月に施行予定とされている消費税率アップ等の政局を睨んで衆議院の解散・衆参ダブル選挙になるのではとの話題の多いなか、この研修会が一月二十五日に東京税理士会館において開催されました。当日は、前日から全国的な記録的寒波による交通機関の大幅な乱れにより、川本幹事長は空路から急遽陸路新幹線に乗り換えという大技にもかかわらず二時間以上遅れて会場入りを果たし、小生も広島駅前のホテルに前泊し万全を尽くしたのにもかかわらず、一時間三十分余りの遅れで会場入りした次第です。

研修会では小島会長のあいさつに続き、講師として渡邊日税政国対委員長ならびに遠藤副委員長により、このたび国対委員会で作成した「選挙運動のためのサブノー

ト」を基にした具体的な説明があり、最後に質疑応答で閉会となりました。

今回の研修は、後援会及び税政連の会員と役員が、選挙時において推薦した候補者が当選するために、選挙運動は活発に、ただし、その選挙運動において選挙違反者を出さないための注意すべき事項について、政治資金規正法及び公職選挙法を背景として様々な例示を挙げて解説されました。

「何故、税理士が選挙運動をするのか」とか「選挙好きの税理士の集まりだから、私は選挙が好きでないので関係ない」との声を聞くことがあります。「税理士よ、法律家たれ」とのとおり、税理士は租税に関する法律に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とされています。この租税に関する法律を立法化するのには国會議員であることを考えると、税理士会が理想とする租税法を理解していただける候補者（推薦候補

者）を国会に送り出すことが非常に重要であることをご理解いただけることと思います。

推薦候補者を国会に送り出す唯一の方法として選挙運動がありませんが、公職選挙法と政治資金規正法の規定により、してよい行為としてはいけない行為があり、両法の規定を理解すれば恐れることなく、税理士として積極的に選挙運動に関わり、我々の活動を社会にアピールする機会となるでしょう。また、政治活動と選挙運動は、公示前、選挙期間中、投票日の時点により、できる行為とできない行為とに細かく分かれていきます。

最後に我々の選挙運動が公職選挙法又は政治資金規正法に万一違反し、違反者がある選挙に関しては、連座制により候補者にまで迷惑がかかることになるとの注意喚起に身を引き締めて会場を後にしました。

# 「中国税政連幹事長」に就任して

幹事長

川本 泰清



昨年九月の役員改選におきま

して、中国税理士政治連盟幹事長に就任いたしました川本でございます。未だ経験の浅い私がこのような大役を仰せつかり身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、政治連盟の活性化のため全力で職務に取り組む所存でございますので、皆様のご支援をどうかよろしくお願いいたします。ご承知のとおり、税理士制度の基礎となる税理士法が、平成二十六年に十三年ぶりに大きく改正されました。平成十三年の改正以

降、IT社会への変革と経済社会の多様化や規制改革の進展などにより、税理士制度を取り巻く環境は大きく変化し、公共的使命を担う税理士業務も高度化・専門化が進んできており、納税者の期待に応え得る税理士制度に改正することが喫緊の課題となつてまいりました。そのため、平成二十一年に日税連において「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」がとりまとめられ、平成二十三年には税理士法改正特別委員会が設けられ改正にむけて本格的な活動が展開されました。

の会員各位のご協力はもちろんのこと、特に後援会組織の活動が欠かせないものであります。毎年、百件前後の法律が制定され、このうち約八割が内閣提出案件といわれております。したがって、政府与党への政治的な働きかけは、法案制定には最も重要なカギとなります。議員への働きかけの原点は、後援会組織であります。後援会長各位には、これまでの取組みに對しまして深く敬意を表するとともに、今後とも引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

日税連の改正の動きに連動して、日税政が政府与党への政治的な活動を積極的に展開し、平成二十六年の改正となったことはご承知のとおりでございます。

この日税政の活動の原動力となったものは、各税理士政治連盟

いくことが求められます。中税政は、引き続き中国会と連携を密にし、会の方針に則り施策の実現のため積極的に協力してまいります。先頭に立つ会長を幹事長としてしっかりサポートしていく所存でございます。どうかよろしくお願いいたします。結びにあたり、会員各位の益々のご発展を祈念申し上げます。

## 会務報告

# 第24回参議院議員通常選挙における 推薦候補者

中国税理士政治連盟

広島県選挙区	宮沢 洋一	自由民主党	現
	佐藤 公治	生活の党	前
山口県選挙区	江島 潔	自由民主党	現
鳥取県・島根県選挙区	青木 一彦	自由民主党	現

(敬称略、順不同。「現」は現職、「前」は前職を示す。)

## 【参考】

### 中国税理士政治連盟推薦基準

(制定 昭和62年10月8日)

国会議員選挙等における推薦基準は、次のとおりとする。

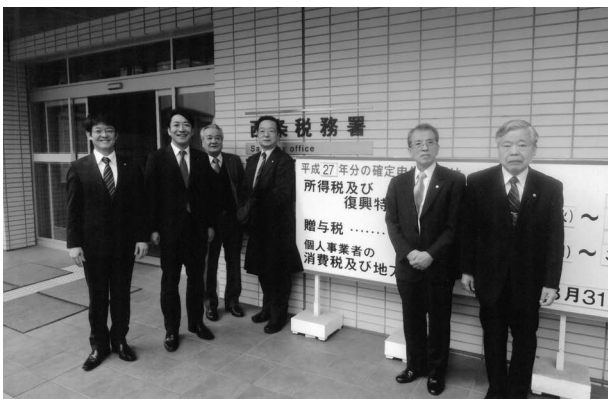
- 1 公職の候補者の被推薦者は、原則として各選挙区の定員を超えないこと。
- 2 被推薦者は、当選の可能性があり、税理士業界の発展に寄与すると思われる次の各号のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 過去において税理士制度の発展に尽力した者及び今後協力が得られると認められる者
  - (2) 税理士会の会員であって、真に税理士たる使命と信念に立脚した者



## 後援議員による税務支援会場視察

### ■ 中川俊直後援会

二月二十二日（月）朝十時会場前で、後援会役員五名が出迎え、税理士相談コーナーを視察、相談会場を一巡の後、控室で十五分程度懇談した。「消費税の複数税率については、要望実現に至らな



かったのは残念に思う。今後も頑張ります」と話された。

後援会長 菅川 光彦

### ■ あいさわ一郎後援会

平成二十八年二月二十一日日曜日、逢沢一郎先生に確定申告相談



会場であるママカリフォーラムの視察にお越しいただいた。

毎年恒例の会場視察の後、後援会役員数名との昼食会を実施した。株価下落、マイナス金利の動向、消費税軽減税率、今後の選挙等多くの話となり、短い時間であったが、良い情報交換の場となった。

幹事長 田中 一宏

### ■ 赤沢りょうせい後援会

### ■ まいたち昇治後援会

山陰の冬には珍しく良く晴れた二月二十一日の日曜日、恒例の「税理士記念日無料相談会」が「スーパープラント5境港」と「米子高島屋」の二会場で開催されました。

赤澤亮正、舞立昇治両先生は、オープン早々おそろいで両会場においていただきましたが、列をなす相談者にお二人とも驚かれた様子でした。担当者から今年は相続税の相談が多いと説明をいたしま

すと、「相続税法改正の影響ですね。」との感想をいただき、税に対する関心の高さを感じました。

後援会長 松本 正福  
後援会長 鶴田 和彦



# 片山さつき後援会結成準備会、開かれる

準備委員 唯山 重夫

かねてからの懸案であった「片山さつき後援会」の結成準備会が、去る2月11日、広島市の片山さつき事務所において7名の参加で開催されました。

片山さつき後援会の結成の経緯、趣意書、規約、活動計画、協定書等が討議されました。

立ち上げの際の会議の名称は、「設立」、「創立」、「結成」などの案がありましたが、参議院比例区という特殊性から、「強い意志を込めよう」と「結成総会」に決定しました。

## 片山さつき後援会の位置

日税政の後援会支援規程には、第3条の被後援者には「原則として」衆議院比例代表、参議院比例代表は該当しないとされ、片山さつき議員は、「例外」となります。

「例外は、厳格に」という言葉通り、片山さつき後援会は、後援会結成目的に合致した強力な活動が宿命づけられています。「結成総会」という名称にも、その覚悟が込められています。

例外であればこそ、絶えず原点を見つめ直し、片山さつき議員と会員との関係を心で結ぶ「ハート・トゥ・ハート」の関係でしっかり固める活動にいたします。

## 既成後援会との関係

他の既成後援会の情報収集につとめ、プラスになることは積極的に取り入れつつも、既成後援会の活動にとらわれない、創意あふれる後援会活動を目指します。

片山さつき後援会単独ではできないこと、たとえば、講演会を既成後援会と合同で開催することも検討する必要があります。

## 太い経路の構築を

税政連の強みは、他の士業にない顧客との継続的な信頼関係であり、税理士の背後には多くの顧客・その社員・取引先という分厚い潜在力が控えています。

この潜在力こそが税政連の政治力の源泉なので、この経路をスムーズにかつ太くすることが後援会の目的の一つです。(右図参照)

被後援者は、カネも票も両方欲しい。が、「どちらか」と問えば票です。税政連は、過去の献金事件の教訓から、後援会活動による投票行動の拡大に軸足を置いています。

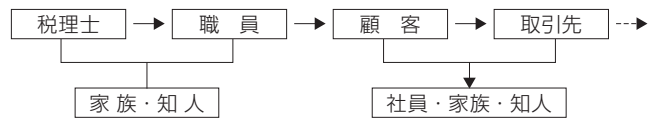
一言で言えば、陣中見舞いより、得票に結びつく活動が期待されていますので、心して後援会活動を進めます。

**入会希望者募集!**

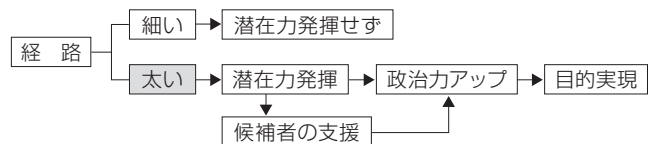
田村好孝準備委員まで  
(FAX 082-284-5784)

## 税政連の政治力とその強化

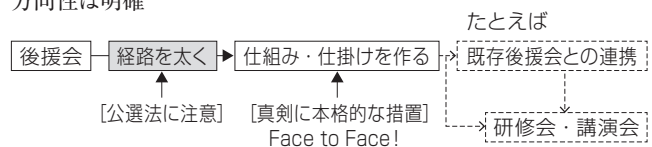
1. 潜在力とその経路  
他の士業にない力・厚みを持っている。



2. 潜在力と経路  
「控えている厚み」を活かすには、経路を太くする。



3. 方向性は明確



## 中税政会議等報告

(H28. 1以降)

- 平28. 1. 7 中国税政連第47号の発行
1. 15 第3回広報委員会  
機関誌「中国税政連」第48号の企画
1. 15 第4回総務会・第3回幹事会・第3回委員会連絡会議・第2回後援会連絡会議（合同）
2. 9 税制改正に係る国会審議への対応を後援会長に依頼
2. 24 第1回推薦審査会（書面審議）  
第24回参議院議員通常選挙における選挙方針等について
3. 28 第1回政策委員会  
1 当委員会の分掌の確認と今後の活動について  
2 中税政の活動について  
3 日税政政策委員会への提案について
4. 12 第2回推薦審査会  
1 第24回参議院議員通常選挙における当連盟推薦候補者の決定  
2 同選挙における日税政推薦候補者として推薦する者の決定
4. 12 第5回総務会  
1 当連盟第48回定期大会の開催日時・場所及び当日行事  
2 第24回参議院議員通常選挙への対応  
3 後援会助成金交付要件の報告書類の提出状況  
4 改正行政不服審査法における第三者委員会委員等への就任状況  
5 総務会・幹事会（合同）及び会計監事会の開催日について
4. 13 4回広報委員会  
機関誌「中国税政連」第48号の校正作業及び第49号の企画

## — 後援会活動に関する記事を掲載しています —

## 広報委員会

中国税政連広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、当連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。



# 後援会へのご入会について

平成 28 年 5 月  
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、当連盟組織活動方針のもと、国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在32の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

## ■ 入会を検討中の後援会について（「記入欄」に○印をお付けください。）

### <現職>

税理士による後援会	選挙区等	記入欄	税理士による後援会	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		竹下 亘後援会	島根2区	
中川俊直後援会	広島4区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
寺田 稔後援会	広島5区		溝手顕正後援会	参議院広島	
カメイ静香後援会	広島6区		宮沢洋一後援会	参議院広島	
小林史明後援会	広島7区		林 芳正後援会	参議院山口	
高村正彦後援会	山口1区		江田五月後援会	参議院岡山	
岸 信夫後援会	山口2区		まいたち昇治後援会	参議院鳥取	
河村建夫後援会	山口3区		青木一彦後援会	参議院島根	
安倍晋三後援会	山口4区		片山虎之助後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
平沼赳夫後援会	岡山3区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		松井一實後援会	広島市長	
加藤勝信後援会	岡山5区		中尾友昭後援会	下関市長	
石破 茂後援会	鳥取1区				
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

### <非現職>

税理士による後援会	選挙区等	記入欄	税理士による後援会	選挙区等	記入欄
佐藤公治後援会	参議院広島		松本大輔後援会	広島2区	

## ■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

---



---

## 中国税理士政治連盟役員

平成27年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		杉 山 文 成			
副 会 長		伊 藤 博 文 桑 原 添 憲 男 尾 山		藤 中 秀 幸 松 本 正 福	
総 務 会 長		藤 中 秀 幸			
総 務 副 会 長		海老澤 孝 公			
総 務		伊 藤 博 文 松 田 近 狩 弘 章 一 雄 宏 重 葉 森 田 中		定 金 孝 幸 桑 原 本 正 憲 泰 一 福 男 清 松 尾 川 本	
幹 事 長		川 本 泰 清			
副 幹 事 長		上 原 博 行 関 場 政 貞 則 彦 細 木		柳 井 卓 正 中 村 剛 士	
幹 事		唯 山 重 夫 野 口 厚 師 荒 神 五		姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明	
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 唯 山 重 夫		副委員長 榎 淵 藤 和 幸 委員 浅 野 本 勝 幹 伯 夫 徳 委員 重 野 忠 照 生 子	
	財 務 委 員 会	委員長 姫 井 繁 彦		副委員長 山 本 野 忠 照 生 子 委員 藤 本 野 繁 秀 夫 臣	
	組 織 委 員 会	委員長 野 口 厚		副委員長 若 影 松 山 繁 秀 夫 臣 委員 影 山 利 光 要 美	
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明		副委員長 宮 本 井 崎 利 恵 敏 尚 英 廣 志 男 昇 委員 新 長 本 井 崎 利 恵 敏 尚 英 廣 志 男 昇	
	後 援 会 対 策 委 員 会	委員長 荒 神 五 師		副委員長 矢 尾 井 敏 尚 英 廣 志 男 昇 委員 小 泉 末 谷 小 森 小 谷	
会 計 監 事		由 田 至 允 妹 尾 盛 司 彦 岸 篤 彦		毛 利 山 正 行 鶴 田 和 彦	
会 計 責 任 者		姫 井 繁 彦			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委員 伊 藤 博 文 尾 山 添 憲 男 成 杉 山 文 成		副委員長 桑 原 一 福 清 松 本 正 泰 川 本 泰 清	
顧 問		小 早 川 隆 幸 島 原 保 順 良 典 久 保 雅 典		国 富 檀 雄 原 田 啓 博 吾 明 灘 博 博 明	
相 談 役		齋 藤 慎 悟 榎 原 清 海 弘 黒 田 昌 弘		石 高 雅 美 牧 田 泰 博	

# 税理士による国会議員等後援会一覧表

平成28年4月1日現在  
(順不同・敬称略)

## ■ 国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 シオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	759-0204	宇部市大字妻崎開作287-4	0836-44-6200	平田 稔	原田 鉄也
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	小倉 國雄	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	自民	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	日笠 肇
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	
税理士による江田五月後援会	民進	参議院・岡山	704-8183	岡山市東区西大寺松崎248-83	086-943-0346	桑原 一	五藤 榮一
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

## ■ 非現職 (※選挙区は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による松本大輔後援会	民進	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123		井上 博夫

## ■ 地方公共団体

税理士によるゆさぎ英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	小倉 國雄	藤上 博之





中国税理士協同組合

082-245-8377

## サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に  を付してください。

組合加入種別  組合員  賛助会員（※所属税理士・法人社員等）

① 税理士 VIP 代理店に加入している  
 （生保名： \_\_\_\_\_ 登録年： \_\_\_\_\_）  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

② 大同生命の税理士代理店に加入している  
 （登録年： \_\_\_\_\_）※紹介代理店は該当しません。  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している  
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または  
 日本税協連福祉会生命共済制度「優 YOU プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

### ご注意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。



## サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優YOUプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。

（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

中国税理士協同組合ホームページ <http://www.chuzeikyo.or.jp/>

# 中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

## 登録方法

① 当組合ホームページ (<http://www.chuzeikyo.or.jp/>) にアクセス

② 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名  
「kyoudou」  
パスワード  
「kumiai2」  
を入力

③ 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

④ 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック

⑤ 確定後、送信ボタンをクリック！



組合員各位

中国税理士協同組合  
(金融事業部)

# インターネット型税理士報酬等自動振替制度のご案内 1件当たりの口座振替手数料を 170円<sup>(税込)</sup>に値下げしました。

税理士報酬等自動振替制度は、昭和60年にサービスを開始して以来、現在では700人を超える組合員の方にご利用いただいております。

このたび組合事業を利用していただいている組合員への利益還元、またこのサービスをより多くの組合員に利用していただくことを目的に、平成27年4月から現行の1件当たりの口座振替手数料199円(税込)を170円(税込)に大幅値下げをいたしました。

つきましては、更に利用しやすくなった「税理士報酬等自動振替制度」への加入をこの機会に是非ともご検討いただきますようご案内申し上げます。



## 改定時期

平成27年 4 月 6 日振替分から適用

## 改定内容

**1** 口座振替手数料  
(1関与先、1件当たり)  
199円(税込)

**170円(税込)**

オプションサービス  
**2** 関与先への振替通知ハガキ  
(1関与先、1件当たり)  
52円(税込)

**67円(税込)**

※報酬システムのオプションサービスとして提供している関係上、ハガキ作成費を含んだ価格に改定しております。

## ご利用のメリット

- 1 事務所や自宅のパソコンで「請求登録」や「収納結果照会」が簡単操作で利用できます。
- 2 関与先からの毎月の報酬を自動的に受け取れます。また、関与先も支払いの手間が省け、振込手数料が不要となり経費節減となります。
- 3 集金にかかるコスト(時間、人件費等)が削減できます。
- 4 毎月決まった日に報酬を受け取ることができ、資金繰りが容易となります。

お申込み・お問い合わせ先

中国税理士協同組合 自動振替制度 係 …… TEL (082) **246-0088**

「顧問税理士」と  
「日本政策金融公庫国民生活事業」が

## 3つのSでバックアップ

**Speedy** 迅速な対応

**Simple** 簡単な手続き

**Satisfy** 満足のいく条件



# 事業資金は 税理士紹介ローンで

まずはご相談ください。

税(マルゼイ)ローン

税ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士と  
日本政策金融公庫国民生活事業が連携して、「3つのS」でお客様をバックアップする仕組みです。

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業

# 達人 充実した機能と 驚きのコストパフォーマンス

会計

+

税務

+

電子  
申告

までをセットで!

組合員  
提供価格  
月額

# 25,952円 (税別)

- お手持ちの Windows パソコンで利用できます。(Windows10 対応)
  - ソフトバージョンアップ費用はかかりません。
  - 電話サポートも充実! すべてまかせて安心です。
- ※別途組合費、出資金のご負担をお願い致します。

税理士の税理士による税理士のための  
税理士会システム

プロが認める  
**安心の品質**  
財務ソフトおよび  
達人ソフト導入に関する  
サポート

TACTICS財務

## 会計

○「達人シリーズ」  
とのスムーズな  
連動を実現

※複数本ご希望の方は、  
別途ご相談下さい。

**財務**  
zaimu

申告書作成ソフト

達人シリーズ

達人Cube

## 税務

- マイナンバーの収集・管理も万全
- 手書き感覚でらくらく入力
- 複雑な設定いらずですぐに使えるかんたん操作



- 法人税の達人
- 消費税の達人
- 所得税の達人
- 減価償却の達人
- 内訳概況書の達人
- 年調・法定調書の達人
- 相続税の達人
- 財産評価の達人
- データ管理の達人
- 電子申告の達人

## 電子申告

- 署名も送信もかんたん
- 「申告書作成ソフト」で  
作成した申告データで  
そのまま電子申告

**TATSUZIN Cube**  
達人キューブ

お問い合わせ先

広島国税局認可法人 (昭和57年設立)

**中国税理士データ通信協同組合**

〒730-0036 広島市中区袋町4番15号 中国税理士会館内

**TEL.082-246-0088**

(私たちは中国税理士会員で構成されています)



欧州を中心とした移民の受け入れが続いている。

一方、過激な思想を持つイスラム教徒による自爆テロが後を絶たない。戦時中の神風特攻隊を思い出させる。移民の受け入れの中にテロリストも混ざっていることを考えるといやいな気持ちになる。フランス、ベルギーでは非常時に使われる特例法が発令され、強引な取り調べや規制が市民の閉塞感を増加させている。さながら、こちらは戦時中の治安維持法を思い出させる。

ひるがえって今の日本はどうだろう？ 執筆中のテレビでは、ハーフっぽい名前の経営コンサルタントの経歴詐称・出生詐称(?)や野球界の薬物汚染がTOPニュースを飾り、日本はまだまだ平和なのだろう。

日本の新幹線や飛行機にテロが及ばないことを祈っている。

岡本 倫明

新聞紙上をアメリカ大統領予備選が賑わしている。共和党候補者選びで、T候補の言動が物議(?)を醸している。

T候補の独走状態が大統領選史上空前の珍風景との記載がある。資本主義の総本山であるアメリカが、その終焉を迎えている。

るのではとの説も出ている様である。T候補の言動は、その隙を狙ってのものかとも思われる。

税理士周辺において、保守主義の原則に則って行われていることが多いことは言うまでもない。今年も「平成二十九年年度税制改正及び税務行政に関する意見書」が建議される時期となっている。この検討を一貫して、継続的かつ組織的に行う必要があると考えるのは小生だけではないと思っている。

さて、中国会は税務研究所を新設される。奇を衒う必要はないが、単なる前年踏襲の排除はお願いしたいものである。

この建議を実現させるための中税政の活動も、各後援会での再検討の必要を痛感している。

宮本 利光

安倍晋三首相は平成二十九年四月に予定する消費税率一〇%への引き上げについて、先送りも含む検討に入った。年明け以降の世界経済の変調などで、増税できる経済環境が整わない可能性もあると判断したためだ。

首相が先送りを最終判断した場合に衆議院を解散し、今夏の参議院選と合わせた衆参同日選に踏み切るとの見方もでてくる。

首相は三月二十五日の参議院予算委員会で、来年春の消費増税について「リーマン・ショック

クや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施をしていく」とこれまで通りの見解を述べる一方、「消費税率を上げても、税収が上がらなくなるようでは元も子もない」と強調した。さらに「日本経済自体が危うくなるような道を取ってはいけないのは当然のことだ」とも語り、増税による景気後退のリスクが高い場合には先送りを辞さない考えを示した。

もし消費増税が再延期された場合には、さらなる景気の落ち込みは回避できるかもしれないが、その後は、日本の財政問題に焦点が当たってくることになる。また税収が増えないと、財政出動によって景気を浮揚させることも難しくなってしまう。

仮に増税を再延期したとしても、課題が山積という状況に変わりないと考える。

新井 要

保育園落ちた日本死ぬ!!

毒々しい言葉で始まるブログが世間を賑わせている。保育園の抽選に落ちて書いたようだが、そもそもくじを引くという時点で落ちる人がいると分かっているはずである。それなのに自分にとって悪い結果(落ちる)になったら「日本死ぬ」と口汚く罵るとは如何なものだろうか。自分が入園を許可され他人が落ちても、同じように罵ったのだ

ろうか。

このブログに対して、「正論」「共感できる」といった意見が多いらしい。「保育園増やせないなら児童手当二十万にしろよ」とか「子どもにかかる費用全てを無償にしろよ」などは正論なのだろうか。社会保障と税についてよく考えて共感しているのだろうか。

内容もさることながら全体の言葉遣いの汚さは読むに堪えなかった。なかなか解消しない待機児童問題について怒りをもって指摘したのであったとしても、もっと言葉の使い方があってははずである。同じ内容を言うのでも、丁寧な言い方で言うのと口汚い言い方で言うのとでは受ける印象が全く異なってくる。「このくらい強烈な表現でなければ取り上げられない」という意見もあるが、「声の大きいほうが勝ち」という野蛮な状態が日常化すると危険である。

ただ、地方に比べて大都市圏の待機児童問題は大きな社会問題となつてきている。共働き家庭の増加や家庭環境の多様化など社会構造は大きく変化している。待機児童ゼロ作戦等の政策を行っているようだが、まだまだ遅れは否めない。また、女性の社会進出を謳うのであれば、これを契機として今まで以上に本気で取り組んでもらいたい。

長崎 恵美

〈お寄せいただいた原稿は、平成28年4月13日現在のものです〉